

≪消費者庁≫

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の	消費者庁政策評価基本計画(平成22年3月31日策定)						
名称							
基本計画の	① 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで					
主な規定内	② 事前評価の対象	○ 事業評価方式を基本とする。					
容	等	○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9					
		条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の					
		単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中					
		心となる。					
		○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び					
		対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン					
		(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)」等を踏まえ、決定する					
	3 事後評価の対象	まえ、決定する。 ○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによ					
	等	○ 総合評価方式、美額評価方式、事業評価方式のいりれかによ る。					
	1	る。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。					
		総合評価方式:実績評価方式による評価の結果を受けて様々					
		な角度から掘り下げて分析することが必要					
		と認められる政策(狭義)等。					
		実績評価方式:消費者庁の主要な行政目的に係る政策(狭義)					
		及び成果重視事業。					
		事業評価方式:事前評価を実施した政策のうち事後の検証が					
		必要と認められるもの。「事務事業」レベル でとらえることが可能な政策が中心となる。					
	④ 政策評価の結果	○ 各課等は、政策の企画立案作業(予算要求(機構・定員要求					
	の政策への反映	を含む。)、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画					
		の策定等)及びそれに基づく政策の実施における重要な情報と					
		して、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映さ					
		せるものとする。					
	⑤ 国民の意見・要望						
	を受けるための窓	総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受					
	口の整備	け付ける。					
実施計画の	平成21年度消費者庁政 	策評価実施計画(平成22年3月31日策定)					
名称 実施計画の	① 甘木計画に担ばた	事業のまた。 実施制画の計画 ○ 実建製価・10 物質					
	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画 ○ 実績評価:10 施策 期間内に対象 にしたる トナス 政策 (対策 7 条等 9						
主な規定内 容	期間内に対象としようとする政策(法第7条第2 項第1号に区分されるもの)及び評価の方式						
甘		(大会社のもの) 及び評価の方式 (大第7条第2項第2号イ及びロ 該当する政策なし					
	② 木有手・木丁 (伝 に該当するもの)	京男 (宋男 2 頃男 2 方 1 及 い □ 該目 9 る 収 束 な □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
	③ その他の政策(法	芸第7条第2項第3号に区分さ 該当する政策なし					
	れるもの)						

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとし た政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	_	_		_
事後	実施計画期間内の評 価対象政策	{実績評価方式:10件} 〔表6-3-ア〕	_	—	_	_
評価	(法第7条第2項第1号) 未着手	該当する政策なし	_	_		_
	(法第7条第2項第2号イ) 未了	該当する政策なし	_	_		_
	(法第7条第2項第2号ロ) その他の政策	該当する政策なし	_	_		_
	(法第7条第2項第3号)					

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。 実績評価方式を用いて、「平成21年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、10施策を 対象として、評価を実施中。

表6-3-ア 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整
2	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	一元的な消費者情報の集約・分析
5	地方消費者行政の推進
6	消費者の安全確保のための施策の推進
7	消費者取引対策の推進
8	物価対策の推進
9	消費者表示対策の推進
10	食品表示対策の推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成21年度に実施中の評価に係るもの

政策分野		政策	施策
消費者政策	消費	者政策の推進	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整
			消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進
			個人情報保護に関する施策の推進
			一元的な消費者情報の集約・分析
			地方消費者行政の推進
			消費者の安全確保のための施策の推進
			消費者取引対策の推進
			物価対策の推進
			消費者表示対策の推進
			 食品表示対策の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ